

平成24年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注 意】

- 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から輸出し、無償の委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」（輸入注意事項55第90号）に基づく申請手続きをしてください。

申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容をよく理解した方が御来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。

書類審査においては、申請書類を持参する者の身分確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類（社員証、運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、年金手帳等、本人と確認できるもの。名刺は不可。）を併せて御用意ください。

なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。

- 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原則として認めていません。（認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを参照してください。）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2006/20060714_111_im.pdf

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表 の番号等	商 品 名	申請に用いる 数量単位
0301・99-2 03・02 03・03 03・04 03・05	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ及び乾燥のにしん並びににしんのフィッシュミール	キログラム

※ この輸入発表に係る輸入割当証明書により輸入できるにしんは、太平洋種にしん（*Clupea pallasii*）に限る。

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸入割当方式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
商社割当て(実績割当て)	28,240
需要者割当て	20,760
海外水産開発割当て	33,000
先着順割当て	10,000
計	92,000

3 申請受付期間及び受付場所(電子申請手続の申請受付期間については5を参照のこと。)

(1) 商社割当て(実績割当て)

平成25年4月5日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

受付場所は、経済産業省本館9階西8：9西8共用会議室

追加の申請(本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者を含む。)については、平成25年5月7日から平成26年2月6日まで(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(2) 需要者割当て

平成25年4月5日並びに平成25年4月8日から平成25年7月4日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

平成25年4月5日に限り、受付場所は経済産業省本館9階西8：9西8共用会議室。受付時間は、午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時まで

なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(3) 海外水産開発割当て

平成25年4月22日から平成26年4月21日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

(4) 先着順割当て

平成25年4月5日から平成26年1月6日まで(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

平成25年4月5日に限り、受付場所は、経済産業省本館9階西8：9西8共用会議室

なお、申請受付2日目以降の受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・農水産室申請受付窓口：経済産業省本館14階西8

4 申請者の資格及び申請手続等

(1) 商社割当て（実績割当て）

① 申請者の資格

過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者又は平成23年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成24年3月12日付け輸入発表第24号をいう。以下同じ。）若しくは本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者であって、次のすべての要件を満たす者

ア 過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者にあつては、当該輸入割当てにより、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの期間に太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関した実績を有する者であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、4の（1）の②のアの（b）及び（c）の書類によって証明されたものをいう。）

イ 平成22年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成23年3月11日付け輸入発表第21号をいう。）に基づき商社割当て（実績割当て）を受けた者にあつては、当該輸入割当てを受けた日から平成25年1月31日までの太平洋種にしんの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）であること（消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）

ウ 平成23年度「太平洋種にしん」の輸入発表又は本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上。）である者（平成23年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者の消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。なお、ここでいう輸入通関した実績とは、4の（1）の②のアの（b）及び（c）の書類によって証明されたものをいう。）

エ 本輸入発表に基づき商社割当て（実績割当て）の追加割当て申請を行う者にあつては、3の（1）の申請受付開始日（平成25年4月5日をいう。以下同じ。）に商社割当て（実績割当て）の申請を行い当該輸入割当てを受けていること（ただし、本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、この限りではない。）

オ 本輸入発表に基づき既に商社割当て（実績割当て）の追加割当てを受けている者（本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者であつて更に商社割当て（実績割当て）を受けた者を含む。）にあつては、追加割当てに係る輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%以上であること

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）

ア 本輸入発表に基づき1回目の商社割当て（実績割当て）を申請する場合

(a) 輸入割当て申請書（2通）

(b) 過去に受けた割当てに応じた、4の（1）の①のア、イ及びウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

- (c) 過去に受けた割当てに応じた、4の(1)の①のア及びウに示す輸入通関した太平洋種にしん全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名を含む)、支払先銀行(国名を含む)及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。)
- (d) 過去に受けた割当てに応じた、4の(1)の①のイ及びウに係る輸入割当証明書の写し
- (e) 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1)
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類

イ 4の(1)の①のエにいう追加の商社割当て(実績割当て)を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 4の(1)の①のエに係る輸入割当証明書の写し
- (c) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (d) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (e) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (f) その他審査に必要と認められる書類

ウ 4の(1)の①のオにいう追加の商社割当て(実績割当て)を申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 4の(1)の①のオに係る輸入割当証明書の写し
- (c) 4の(1)の①のオに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4(商社割当て追加申請用))
- (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類
- (f) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)
- (g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (h) その他審査に必要と認められる書類

(注) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

- ア 申請受付開始日に申請する者にあつては、2の輸入割当限度数量を4の(1)の②のア又は5の(3)の②により提出された4の(1)の①のアに示す期間に係る太平洋種にしんの輸入通関実績及び4の(1)の①のウに示す太平洋種にしんの輸入通関実績の範囲内で、申請のあった数量を割り当てる。ただし、当該輸入割当数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、2の輸入割当限度数量を当該輸入通関実績に応じ、あん分して得た数量の範囲内で、申請のあった数量を割り当てる。
- イ アの結果、輸入割当数量の総計が輸入割当限度数量を下回った場合、アにより商社割当て(実績割当て)を受けた者又は4の(4)により先着順割当てを受けた者を対象とし、追加の申請を受け付ける。1申請者1回当たりの割当数量は1,000

トンを限度とし、申請のあった数量を2の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行う。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、追加申請受付開始日（平成25年5月7日）に限り、申請受付前に、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が商社割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）。（ただし、商社割当て（実績割当て）を申請している法人又は個人が、申請受付日から9か月以内（合理的な理由があると認められる場合はこの限りではない。）に合併する等の理由により、当該輸入割当てを申請している他の法人又は個人と一時的に「支配関係」となる場合を除く。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。

ウ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、商社割当て（実績割当て）の追加申請の場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

オ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（2）需要者割当て

① 申請者の資格

水産庁長官から発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給を受けた者から発注を受けた者

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）

(a) 輸入割当申請書（2通）

(b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し

- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 内示書の交付

平成25年3月12日付け24水漁第1676号「太平洋種にしん」発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

④ 割当基準

4の(2)の②又は5の(3)の③により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

- ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された数量をまとめて、1申請で提出しなければならない。
- イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。
- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、「太平洋種にしん」発注限度内示書発給要領」に基づき、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、各発注者を通じて水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、オに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
- オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(3) 海外水産開発割当て

① 申請者の資格

海外において持続可能な水産資源開発を行う当該国政府機関が認めた漁業管理団体等と協力し、我が国への当該資源の安定供給を図ることができる者として水産庁長官が認めた者

② 申請書類（電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。）

- (a) 輸入割当申請書（2通）
- (b) 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し
- (c) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
- (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (e) その他審査に必要と認められる書類

（注）上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

- ③ 海外水産開発割当ての認定書の発給
平成25年3月12日付け24水漁第1676号「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領」に定めるところによる。
- ④ 割当基準
4の（3）の②又は5の（3）の④により提出された水産庁長官が認めたことを証する書類に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。
- ⑤ その他の注意事項
ア 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原則6か月である。
イ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領」に基づき、各月の輸入の有無にかかわらず、輸入通関実績報告書等を、水産庁漁政部加工流通課へ提出しなければならない。なお、当該報告書の内容については、エに記載する公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
ウ 輸入通関実績報告書の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
エ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。
また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

（4）先着順割当て

- ① 申請者の資格
4の（1）を申請する者以外の者であって、次のすべての要件を満たす者
ア 太平洋種にしんの輸入契約を締結した者であって、当該輸入契約に基づき自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること（自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。）
イ 平成23年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成24年3月12日付け輸入発表第24号をいう。）に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当数量の80%以上（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の80%以上。）であること（消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。）
- ② 申請書類
(a) 輸入割当申請書（2通）
(b) 申請に係る輸入契約書（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地及び船積予定日が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。）の原本及びその写し
(c) 誓約書（別紙様式3）
(d) 申請に係る太平洋種にしんのインボイス又は船荷証券（B/L）の写し
(e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
(f) 申請書類を持参する者が申請者（代理者が申請手続を行う場合は代理者）の社員であることを証明する書類（別紙様式6）
(g) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
(h) その他審査に必要と認められる書類

(注1) 以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

(注2) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 割当基準

契約数量の範囲内で申請のあった数量（インボイス又は船荷証券（B/L）の写しにより確認できた数量に限る。）を2の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる（申請に係る輸入契約書に基づき、既に契約数量の一部について輸入割当てを受けている場合には、当該契約数量から既輸入割当て分を除いた数量の範囲内で割り当てる。）。

ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行うこととする。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当てを行う。

また、申請受付開始日（平成25年4月5日）に限り、申請受付前に、書類審査を受けることができる者を限定することができる。

④ その他の注意事項

ア 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入割当てを受けた日から3か月以内に輸入通関しなければならない。

イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当証明書のⅡに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出する必要がある。

なお、輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の80%未満（2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、いずれかの輸入通関実績（消化実績）が輸入割当数量の80%未満。）の場合であつて、合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられない。

エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1人の代理者が複数の申請を取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が申請する必要がある。

オ 本輸入発表に基づき商社割当て若しくは先着順割当てを申請している法人又は個人（既に割当てを取得した者を含む。）と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない。（申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないこともある。）

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分

の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）を併せて提出する。

キ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。

ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当て品目の割当て数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績（消化実績）についても、別途公表する。

5 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続（商社割当て（実績割当て）を申請受付開始日（平成25年4月5日）に申請する場合、需要者割当て及び海外水産開発割当てを申請する場合に限る。）

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。）の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。）及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

（1）申請時に必要となる情報

① 品目コード

PH

② 申請受付窓口及び申請部署コード

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 S A E

（2）申請受付期間

① 商社割当て（実績割当て）

平成25年4月5日

② 需要者割当て

平成25年4月5日から平成25年7月4日まで

③ 海外水産開発割当て

平成25年4月22日から平成26年4月21日まで

(注1) 申請データの経済産業省への到着が平日の午後5時を過ぎた場合は、その日の申請とはみなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。

(注2) 申請受付最終日の午後5時までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。

(3) 添付書類

- ① 運用通達に規定する別紙参考様式第1による、申請者本人が申請にあたって提出すべき書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）
- ② 商社割当て（実績割当て）を申請する場合（申請受付開始日に限る。）
 - (a) 過去に受けた割当てに応じた、4の(1)の①のア、イ及びウに示す輸入通関した実績を証する輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書
 - (b) 過去に受けた割当てに応じた、4の(1)の①のア及びウに示す輸入通関した太平洋種にしん全量に係る代金の対外決済の事実を証する書類の写し（支払人、受取人（国名を含む）、支払先銀行（国名を含む）及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等を余白に明記すること。）
 - (c) 過去に受けた割当てに応じた、4の(1)の①のイ及びウに係る輸入割当証明書の写し
 - (d) 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1）
 - (e) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類（別紙様式2）及びこれに係る添付書類
 - (f) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
 - (g) その他審査に必要と認められる書類
- ③ 需要者割当てを申請する場合
 - (a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書
 - (b) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
 - (c) その他審査に必要と認められる書類
- ④ 海外水産開発割当てを申請する場合
 - (a) 水産庁長官から認められたことを証する書類及びこれに係る原本証明書
 - (b) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
 - (c) その他審査に必要と認められる書類
- ⑤ 添付書類等を申請受付窓口へ郵送又は提出する場合には、電子申請の受付通知の写し又は平成24年2月の運用通達改正前に運用通達に規定していた別紙参考様式2による送り状
- ⑥ 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書（様式自由）

(4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」（平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号）に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、次の窓口に必要な届け出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課（システム管理係）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）0538

ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/jetras/ejetraaj.html>

6 本輸入発表に関する問い合わせ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03（3501）1511 内線 3261

ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/import/wariate/suisanbutsuhappyo.htm

〔別紙様式1〕（過去に商社割当てを受けた者）

「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：kg

年度別		平成22年度	平成23年度	合計
区分				
①	輸入割当年月日			
②	輸入割当証明書番号			
③	輸入割当数量			
④	輸入承認数量			
⑤	平成24年1月31日までの輸入通関実績累計			
輸 入 通 関 実 績	平成24年 2月分			
	3月分			
	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	平成25年 1月分			
	⑥	合計（平成24年2月～平成25年1月）		
⑦	輸入通関実績総計（⑤+⑥）			
⑧	輸入消化率（⑦÷③=%）			

（注）用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式1〕（過去に先着順割当てを受けた者）

「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：kg

区 分		年 度 別	平成23年度 (先着順割当て)	平成24年度 (先着順割当て)
① 輸入割当年月日				
② 輸入割当証明書番号				
③ 輸入割当数量				
④ 輸入承認数量				
輸 入 通 関 実 績	平成24年 5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	平成25年 1月分			
	2月分			
	3月分			
	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	⋮			
⑤ 合計（平成24年5月～ 平成 年 月）				
⑥ 輸入消化率（⑤÷③＝％）				

（注）用紙は、A列4番横長とする。

〔別紙様式2〕

「太平洋種にしん」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目	太平洋種にしん			
(1) 社 名				
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕				
(3) 実際の営業場所（同上）				
(4) 電 話 番 号				
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従の別	非専従の場合 兼職先の名称 及び兼職先 における役職名	兼職先の太平洋種 にしんの輸入割当 の有無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
		専 ・ 非		有 ・ 無
(7) 専 従 の 職 員 数	名	(8) 決算時期 月 ～ 月		
(9) 太平洋種にしんの担当の役員及び職員の氏名	(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(10) 株主構成 〔持株数の順上位5名を記載〕	氏 名	持株数	持株数の 総株数に 占める比率	企業である場合には、太平洋種 にしんの輸入割当の有無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
			%	有 ・ 無
(11) 太平洋種にしんの輸入代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれかに○をつけること〕	① L/C（開設銀行： ② T/T ③ B/C			開設依頼人： ④ その他
(12) 国内販売予定先	社 名	種 別	数 量	

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否〔親会社〕	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判定	可・否〔1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり〕	

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 (12)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。
- 3 株式上場会社にあつては(6)の欄は太平洋種にしんの担当役員のみ記せばよい。
- 4 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 5 (6)及び(12)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

①法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出した確定申告書のうち別表一の写し
- ・ 直近1か年の決算報告書

※ 商社割当て(実績割当て)を申請する場合であつて、申請受付日から9か月以内に合併する等の理由により、他の商社割当て(実績割当て)の申請者と一時的に支配関係(「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。)となるときは、当該申請者と支配関係にあることを証する書類及び当該期間内に合併等を行う旨を証する書類を提出すること。

②法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し
- ・ 事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請日から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているもの同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

誓 約 書

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

平成25年3月12日付け輸入発表第22号に基づき行う本先着順割当ての申請に係る キロ
の太平洋種にしんについては、提出した輸入契約書の履行として、既に漁獲を終え、輸入契約の最終条件
について輸出者と合意済みのものであり、上記輸入発表等関係法令の規定に従い、全量確実に日本に輸入
するものであることを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の太平洋種にしんの先着順割当てに
ついて、いかなる取扱いを受けても異存ございません。

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

〔別紙様式4〕（商社割当て追加申請用）

「太平洋種にしん」輸入割当消化状況報告書

住 所
会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：kg

区 分		割当方式	商社割当て（追加申請分）
① 輸入割当年月日			
② 輸入割当証明書番号			
③ 輸入割当数量			
④ 輸入承認数量			
⑤ ④÷③=%			
輸 入 通 関 実 績	平成25年 5月分		
	6月分		
	7月分		
	8月分		
	9月分		
	10月分		
	11月分		
	12月分		
	平成26年 1月分		
	2月分		
	⑥ 合計（平成25年 5月 ～平成 年 月）		
⑦ 輸入消化率（⑥÷③=%）			

（注）用紙は、A列4番横長とすること。

「太平洋にしん」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	PH - (AE) - 12 -
割当方式 (該当を○囲み)	商社・先着順
割当日	平成 年 月 日
割当数量 (KGS) (A)	

提出年月日 _____
 住 所 _____
 会 社 名 _____
 担 当 者 名 _____
 電 話 _____
 F A X _____

年	原産地	通関実績												年計 (1~12月)	累計 (B)	残量 (A)-(B)	消化率 (%) (B)/(A)
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
	全体																
	うち 日本産																
	全体																(前年からの累計)
	うち 日本産																
	全体																(前々年からの累計)
	うち 日本産																

※先着順割当てにあつては、次の2種類の書類を添付してください。

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	---------

輸入承認証 (I/L) の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当数量全量を消化した (消化率100%) 場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

※各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに郵送にて提出してください。

提出先 : 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式6〕

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成25年3月12日付け輸入発表第22号に基づく、「太平洋種にしん」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

「太平洋種にしん」発注限度内示書発給要領

平成25年3月12日付け輸入発表第22号に基づく「太平洋種にしん」の発注限度内示書（以下「内示書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1. 内示書の発給

- (1) 内示書発給申請書の提出先
水産庁漁政部加工流通課
電話 03-3501-1961
FAX 03-3591-6867
- (2) 内示書発給申請書の提出期限
平成25年3月26日
- (3) 内示書発給申請資格者
北海道漁業協同組合連合会
北海道水産物加工協同組合連合会
全国水産加工業協同組合連合会
- (4) 提出書類
発注限度内示書発給申請書 1部
配分先計画書（別紙様式1） 1部
- (5) 内示書の発給基準
① 申請数量が内示書発給予定数量の範囲内ときは、申請数量によって発給する。
② 申請数量が内示書発給予定数量を超えるときは、発給予定数量によって発給する。
- (6) その他の事項
① 本要領により内示書の発給を受けた者は、当該輸入太平洋種にしんの取扱いについて水産庁長の指示に従わなければならない。
② 本要領により水産庁長官が必要と認めるときは、(4)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

2. 発注方法等

- (1) 内示書の発給を受けた者は、以下の方法で発注を行わなければならない。
 - ① 加工業者等の要望等に基づき、原材料として太平洋種にしんを供給するため、輸入商社等に対して発注を行うこと。
 - ② 発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者については、3.の実績報告が提出されていることを確認すること。
 - ③ 平成22年度「太平洋種にしん」の輸入発表（平成23年3月11日付け輸入発表第21号）に基づき需要者割当てを受けた者のうち、当該輸入割当てを受けた日から平成24年12月31日までに太平洋種にしん輸入通関実績（消化実績）が当該輸入割当て数量の80%未満の者について、合理的な理由がないと認められる場合は、今年度の発注数量は当該輸入通関実績（消化実績）を上限とする。
- (2) 内示書の発給を受けた者は、必要に応じて修正した配分先計画書とともに、別紙様式2により商社別発注数量を水産庁へ提出することとする。

3. 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者から発注を受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年、1月、4月、7月、10月の各月10日までに、前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて、発注元である内示書の発給を受けた者へ提出することとする。また、内示書の発給を受けた者は、当該輸入通関実績を取りまとめの上、別紙様式3により同月15日までに水産庁へ提出することとする。なお、当該報告書の内容については、「平成24年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについて」（平成25年3月12日付け輸入発表第22号）4の（2）の⑤のオに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年、12月末までの割当年度ごとの輸入通関実績等を、1月15日までに別紙様式4及び5により水産庁に提出することとする。
- (3) (1)において、発注を受けた者は、輸入通関実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを併せて提出することとする。これを受けて、発注元である内示書の発給を受けた者は、確実に輸入通関が行われたことを確認の上、(1)の書類と併せて水産庁に提出することとする。
- (4) 発注を受けた者は、輸入通関実績に係る提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てが行われないことがある。

「太平洋種にしん」輸入通関実績報告書
平成 年 ～ 月分

(1) 年度別消化状況

割当年度/期	22年度	23年度	24年度	合計
割当数量				
既報告分				
輸入通関実績 今回報告分				
計				
失効				
差し引き有効数量				

団 体 名

(2) 平成 年 月の輸入通関実績

輸入者	割当年度	IQ番号	有効・失効の別	品名	通関年月日	通関数量(kg)	通関金額	輸入先国
小計	22年度							
	23年度				小計			
	24年度				小計			
小計				小計				
合計				合計				

「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領

平成25年3月12日付け輸入発表第22号に基づく「太平洋種にしん」の認定書（海外水産開発割当て）（以下、「認定書」という。）の発給は、下記によって行う。

記

1 認定数量

33,000トン

2 原産地

「太平洋種にしん」の原産地は、効果的で持続可能な保存管理措置に則り資源開発が行われている以下に掲げる国とする。

アメリカ合衆国

3 申請者の資格

2における原産地の政府機関が認める漁業管理団体又は水産物輸出団体が輸出取引先であると認めている者

4 申請手続

(1) 提出先

〒100-8907

東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室

電話 03(3501)1961

FAX 03(3591)6867

(2) 申請受付期間

平成25年4月19日から平成26年4月18日まで（ただし、土曜日、日曜日、休日及び祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで

(3) 申請書類

1) 本要領に基づき初めて申請を行う者

① 認定書発給申請書（別添様式1）（2通）

② 該当する下記のいずれかの書類

ア 法人の場合

・ 法人の登記簿謄本の写し

イ 法人以外の場合

・ 申請者本人の住民票の写し

- ③ 6の①のアに係る数量を申請する者においては、申請数量の根拠となる輸入通関状況が明記されている輸入承認証の写し。なお、過年度の「太平洋種にしん」海外水産開発割当ての申請の際に、今回の申請で必要とされる輸入承認証の写しを提出している場合、別添様式2を以て代えることができる。

2) 本要領に基づき既に認定書の発給を受けている者

- ① 認定書発給申請書（別添様式1）（2通）
② 6の②のイの申請をする者においては、申請数量の根拠となる輸入通関状況が明記されている輸入承認証の写し

5 事後提出書類

本要領に基づき認定書の発給を受けた者においては、以下の書類を輸入の有無にかかわらず毎年、1月、4月、7月、10月の各月10日までに前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて提出すること。

- ・ 輸入通関実績報告書（別紙様式）
- ・ 輸入通関実績がある場合は当該輸入通関実績に係る「太平洋種にしん」の輸入契約書あるいはインボイス（契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、船積予定日が明記されているもの。）の写し、若しくは当該認定書に基づく輸入承認証の写し（なお、輸入契約書については、既に提出している場合は、輸入通関実績報告書の欄外に提出日と提出した旨の記載をすることで提出を省略することができる。）

なお、認定書の船積地域が原産地以外の地域を含む場合は輸入契約書等原産地を確認できる書類を提出すること。また、当該輸入通関実績が第三国の保税地域内で加工された後、我が国に搬入されたものである場合は、上記の書類に加え、加工に関して交わされた委託加工契約書の写しを提出すること。

なお、輸入通関実績報告書の内容については、「平成24年度「太平洋種にしん」の輸入割当てについて」（平成25年3月12日付け輸入発表第22号）4の（3）の⑤のエに記載する公表のため、水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。

また、この提出が行われなかった場合であって、合理的な理由がないと認められる場合は、来年度以降の「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領に基づく認定書の発給を行わないことがある。

6 認定書発給基準

1 申請者1回当たりの認定数量は、以下の数量を限度とし、申請のあった数量を1の認定数量に達するまで申請順に認定する。

① 本要領に基づき初めて申請を行う者

ア 平成16年度以降の太平洋種にしんの輸入発表に基づく需要者割当て、漁業者割当てまたは海外水産開発割当てによる輸入通関実績のある者においては、輸入割当てが行われた年度別の太平洋種にしんの需要者割当て、漁業者割当て及び海外水産開発割当てによる輸入通関数量の合計が最も多い年度の輸入通関数量の1.2倍の数量を限度として500トンを超えて申請できる。

イ ア以外の者については、500トンを限度とする。

② 本要領に基づき既に認定書の発給を受けている者

ア ①のアの申請を行った者で、①のアにより計算される申請の限度数量から本要領により既に認定された数量（2回以上の認定を受けている者は累計の認定数量）を差し引いた数量が500トンを超える場合は、この数量を限度として申請できる。

イ ①のアの申請を行った者は①のアより計算される申請の限度数量、また、①のイの申請を行った者は①のイより計算される申請の限度数量から、本要領により既に認定された数量（2回以上認定を受けている者は累計の認定数量）を差し引いた数量（以下「残余認定数量」という）が500トン以下である者で、残余認定数量を超えて申請を行う場合、当該認定による輸入通関数量（2回以上の認定を受けた者はその累計の輸入通関数量）が本要領により既に認定された数量（2回以上の認定を受けている者は累計の認定数量）の80%以上である者に限り、500トンを限度として申請を行うことができる。

ウ ア及びイ以外の者は、残余認定数量を限度として申請できる。

7 注意事項

本要領に基づく申請は、委任状による代理申請ができる。ただし、1人の代理人が複数の申請を取りまとめて行うことはできない。

なお、申請書類の不備等の場合、または同一申請者名による重複申請が判明した場合は失格となるので、十分注意すること。

また、認定書発給後に申請書類に不実記載があったことが判明した場合、若しくは当該認定書に基づき取得した輸入割当数量に対する輸入通関実績がない場合、来年度以降の認定書発給を行わないことがある。

認定書の船積地域の記載を変更する場合、認定書の原本、認定書内容変更申請書（任意様式、申請者名により変更内容及び変更理由を記載すること）及び必要に応じ変更理由を証する書類を用意し、書面申請手続と同様の方法で手続を行うこと。

8 その他の事項

（1）本要領により認定書の発給を受けた者は、当該輸入太平洋種にしんの取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。

（2）本要領により水産庁長官が必要と認めるときは、4、5及び6に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

〔別添様式1〕

「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給申請書

水産庁長官 殿

申請者名（法人に
あつてはその名称
及び代表者の氏名）⑩
住 所
電 話 番 号
申 請 年 月 日

平成25年3月12日付け24水漁第1676号「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領に基づき、認定書を発給されたく、下記のとおり申請します。
なお、「事後提出書類」については、上記発給要領に定められているとおり提出いたします。

記

1. 品 名

太平洋種にしん

2. 関税率表の番号及び商品名

（関 税 番 号）

0301・99-2

03. 02

03. 03

03. 04

03. 05

（商 品 名）

活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、
塩水づけ及び乾燥のにしん並び
にしんのフィッシュミール

3. 原産地

4. 船積地域

（*原産地以外の地域となる場合、当該地の保税地域で加工を行う（可能性も含む。）か否かの別を記載。複数地域の記載も可）

例）船積地域：○○○（原産地）、○○○（原産地以外の船積地）、○○○（当該地で加工予定）

5. 数 量

KG

上記の通り認定する。

平成 年 月 日

水産庁長官

〔別添様式2〕

水産庁長官 殿

申請者名（法人に
あつてはその名称
及び代表者の氏名）㊞
住 所
電 話 番 号
申 請 年 月 日

平成25年3月12日付け24水漁第1676号「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給要領6の①のAに係る数量を申請する際の申請数量設定の根拠となる輸入承認証の写しについて、今回は既に提出している以下の輸入承認証の写しを利用して申請を行うため、下記のとおり、輸入承認証の写しの提出を本紙の提出を以て代えることといたします。

記

平成△△年度の輸入発表に基づく「太平洋種にしん」海外水産開発割当てについて、申請年月日に〇〇年〇〇月〇〇日と記載し提出した「太平洋種にしん」（海外水産開発割当て）発給申請書により申請を行った際に提出した以下に記載される承認番号及び承認日の輸入承認証

（承認番号）

（承認日）

注

- ・ △△年度には、本紙を以て代える輸入承認証を提出した際の太平洋種にしん（海外水産開発割当て）の輸入発表年度を記載
- ・ 〇〇年〇〇月〇〇日には、本紙を以て代える輸入承認証を提出した「太平洋種にしん」認定書（海外水産開発割当て）発給申請書に記載した申請年月日を指す。

別紙様式

「太平洋種にしん」(海外水産開発割当て)輸入通関実績報告書
平成 年 ～ 月分

(1)年度別消化状況

割当年度/期	22年度	23年度	24年度	合計
割当数量				
輸入通関実績	既報告分			
	今回報告分			
計				
失効				
差し引き有効数量				

提出年月日 _____
住所 _____
会社名 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
ファックス _____

(2)平成 年 月の輸入通関実績

以下に輸入通関実績を記載し、当該実績に係る事後提出書類を添付した上で提出してください。

輸入者	割当年度	IQ番号	有効・失効の別	品名	通関年月日	通関数量(kg)	通関金額	輸入先国		
32	22年度									
					小計					
	23年度									
						小計				
24年度										
					小計					
合計				合計						

* 失効とは次のいずれかの場合 ①割当数量全量を消化した(消化率100%)場合、②ILの有効期限が到来した場合

* 輸入の有無に関わらず、毎年、1月、4月、7月、10月の各月10日までに前3ヶ月分の輸入通関実績をまとめて郵送もしくは持参にて提出してください。

提出先: 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁 加工流通課 水産物貿易対策室宛

(注)用紙はA列4番横長とすること